

議案に関する委員会審議

各委員会では、委員会に付託された議案を審議しました。



【議案第3号】令和8年度鯖江市一般会計予算（市営駐車場満空システム整備事業 215万2千円）

市営駐車場の利便性向上に向けた満空システム整備

【説明】 嚮陽会館前駐車場や鯖江駅周辺駐車場の利便性向上と周辺道路の渋滞緩和を目的に、駐車場の満空状況を確認できるシステムを整備する。嚮陽会館前、ふれあい広場、鯖江駅前・東（第1～3）、文化センター前の7か所の市営駐車場について、市ホームページ上で満車・空車の状況および空き台数を表示する。また、嚮陽会館前駐車場周辺道路のライブ映像を配信し、スマートフォン等から事前に混雑状況を確認できるようにする。

【問】 満空システムの稼働時期はいつ頃を想定しているのか。また、県内に先進事例はあるのか。

【答】 4月中旬に発注手続や関係機関との調整、カメラなどの機器設置、市ホームページへの掲載準備を進め、ゴールデンウィーク前の運用開始を目指している。県内では敦賀市に駐車場の混雑状況をホームページ上で公開している事例があるが、空き台数まで表示する取組は鯖江市が初めてであり、先進的な取組となる。

【議案第7号】令和8年度鯖江市水道事業会計予算（A I × 衛星で漏水ゼロ戦略事業 730万円）

A I × 衛星による漏水対策の高度化

【説明】 衛星画像や土壌情報、管路情報などの各種データを組み合わせ、A I を活用して漏水発生リスクを可視化する。分析結果を基に、漏水調査計画や老朽管更新計画の基礎資料を作成し、漏水調査に要する時間や費用の削減と、効率的・計画的な管路更新につなげる。

【問】 事業を具体的にどのように進めていくのか。A I による分析結果を踏まえて、どのような対応を行うのか。

【答】 令和8年度は、A I により漏水リスクの評価を実施し、その結果を基に次年度以降の漏水調査計画を策定する。漏水リスクが高いと判断された箇所から優先的に調査を行い、漏水が確認された場合は補修を進めていく予定である。

【議案第16号】鯖江市自転車等の放置防止に関する条例の制定について

放置自転車防止による交通の円滑化と景観保全

【問】 対応が必要となる放置自転車は、年間で何台程度を想定しているのか。

【答】 年度によって増減はあるが、近年の傾向から年間100台前後を見込んでいる。現在は、防犯登録情報を基に警察へ照会し所有者へ連絡することで、約4～5割は引き取られている。一方、防犯登録がされていない自転車や、所有者から引き取れない自転車は、市が処分している。

【問】 引取りがない自転車はどのように処分しているのか。処分費用や引取り時の保管料の請求は。

【答】 引取りのない放置自転車は、すべて鯖江クリーンセンターに持ち込み、破碎処理を行っている。鉄くずは売却するが、処理費用の方が上回るため、市で負担金を支出している。また、法律上は保管料の徴収が可能であるが、鯖江市では空いている駐輪場を活用して放置自転車を保管しており、追加の保管費用が生じていないため、保管料の請求は行っていない。

教育民生委員会

【議案第3号】令和8年度鯖江市一般会計予算（ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業費 66万3千円/食の自立支援事業費 283万1千円）

ひとり暮らし高齢者を支える見守り・生活支援事業

【説明】 ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業は、70歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯を対象に、民生委員の協力を得て、乳酸菌飲料を持参し、安否確認を兼ねた定期訪問を行う事業である。食の自立支援事業は、在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯で、調理が困難と認められる人を対象に、週1回、ボランティアによる配食サービスを行い、あわせて安否確認を行うものである。

【問】 利用実績に合わせて予算を減額しているが、ひとり暮らし高齢者が増加する中で、サービス利用者が減少している要因をどのように分析しているのか。

【答】 ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業は、民生委員の申請に基づくものであり、乳酸菌飲料の配布件数は減少しているが、飲料を持参せず訪問している民生委員もいるため、訪問活動自体が減少しているわけではないと考えている。食の自立支援事業については、民間の配食サービスが増加していることや、週2回以上のデイサービス利用、親族による支援を受けている場合は対象外となる制度要件があることから、利用が減少しているものと認識している。

【意見】 利用条件が利用者にとってハードルとなっているサービスについては、条件緩和などを検討し、高齢者が地域で安心して住み続けられるよう取り組んでほしい。



【議案第3号】令和8年度鯖江市一般会計予算（ヤングケアラー支援体制強化事業 464万4千円）

ヤングケアラー支援体制の強化について

【問】 令和7年度はどのような事業に取り組んできたのか。また、令和8年度の事業の方向性は。

【答】 令和7年度は、ヤングケアラーコーディネーターを中心に、学校と連携しながら支援が必要な家庭の把握や見守りを行ってきた。令和8年度からは、子どもたちがヤングケアラーについて理解を深めるための取組を進めていく。

【問】 具体的にどのような事業を行い、子どもたちにヤングケアラーへの理解を深めてもらうのか。

【答】 高校生がヤングケアラーについて学ぶ機会を設け、その学びを生かしながら、小中学生向けの分かりやすい啓発パンフレットを共に作成することで、正しい理解を広げていく。また、こどもの権利条例の趣旨を踏まえ、ヤングケアラーの疑いがある子どもが「つらい」と感じたときに声を上げられる環境づくりに取り組む。



【問】 ヤングケアラー支援はどのように行っていくのか。

【答】 基本的には、こどもまんなか課を中心に支援を行うが、保護者の病気や疾患など家庭の状況に応じて関係部署と連携し、必要な支援サービスの案内などを行っていく。